

合理的配慮の提供と 特別支援教育に関する 校内支援体制の充実について

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課
特別支援教育調査官 加藤 典子



独立行政法人教職員支援機構

目次

- 1 共生社会の実現のために
- 2 インクルーシブ教育システムの実現
- 3 合理的配慮の提供
- 4 校内委員会の機能強化
- 5 まとめ

1 共生社会の実現のために

共生社会とは

「全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」

【出典】内閣府「令和6年度障害者白書」

▶ 共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要がある

【出典】

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）

2 インクルーシブ教育システムの実現

障害のある子供と
障害のない子供が
可能な限り
共に過ごすための
条件整備

一人一人の
教育的ニーズに応じた
連続性のある多様な
学びの場の整備

これらを両輪として、
インクルーシブ教育システムの実現に向けて、
特別支援教育を推進

3 合理的配慮の提供

合理的配慮とは

行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

合理的配慮の提供に当たっては、
建設的対話を通じて相互理解を深め、
共に対応案を検討していくことが重要

【出典】 障害を理由とする差別の解消を推進する法律
障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

3 合理的配慮の提供～障害の捉え方～

○障害の「社会モデル」の考え方の理解

障害の「社会モデル」とは

障害のある人が日常生活または社会生活で受ける様々な制限は、障害のある人の心身機能の障害のみが原因なのではなく、社会的障壁との相互作用によって生じるものであるという考え方

障害の「社会モデル」の考えの下、
全ての教師が、環境整備の重要性を認識し、
特別支援教育に関する理解を深めることが必要

3 合理的配慮の提供～環境の整備との関係～

- 障害者差別解消法では、合理的配慮を的確に行えるようにする「**環境の整備**」（不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置）を、行政機関、事業者の努力義務としている
- 各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなるが、環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進めることが重要である

「環境の整備」の例

(不特定多数の障害者が主な対象)

特別支援教育の理解を促進するための校内研修を実施する

施設をバリアフリー化する

スクリーンへ文字情報を提示する

「合理的配慮」の例

(個々の場面における個々の障害者が対象)

子供一人一人の障害の状態等に応じた配慮を行う

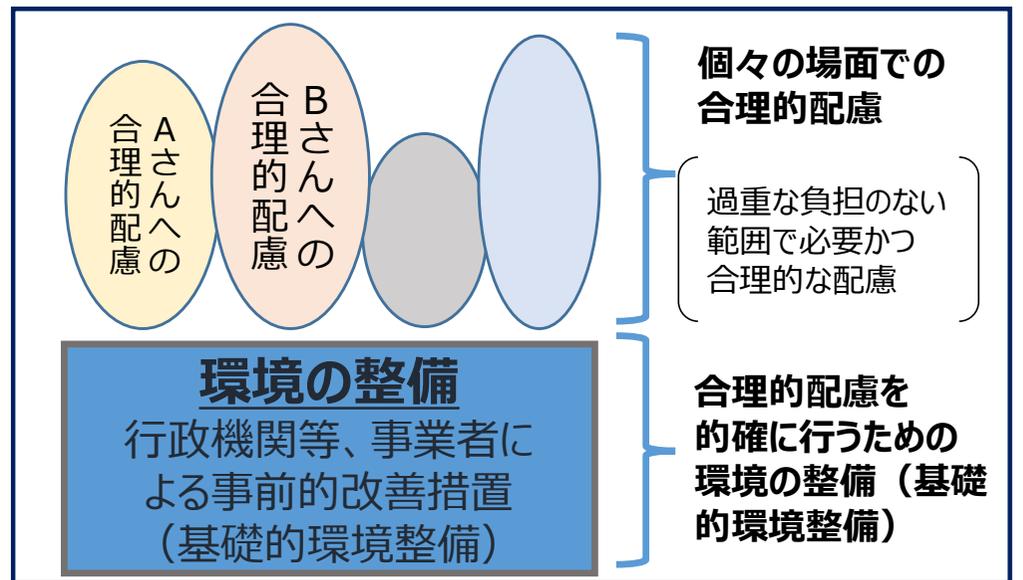
子供の求めに応じて教室間の移動等の補助を行う

文字情報が見えやすい位置に座席を設定する



留意事項

- 公共施設や交通機関におけるバリアフリー化、意思表示やコミュニケーションを支援するためのサービス・介助者などの人的支援、障害者による円滑な情報の取得・利用・発信のための情報アクセシビリティの向上などが例として挙げられます。
- 環境の整備には、ハード面だけではなく、職員に対するソフト面の対応（職員・社員を対象とした研修やマニュアルの整備など）も含まれます。



3 合理的配慮の提供～対応指針等に基づく決定までの参考プロセス～

意思の表明

○具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることの表明

<留意事項>

- ・本人・保護者からの意思表示だけでなく、学校として、適切だと思われる配慮を提案するための建設的対話の働きかけが必要
- ・意思表示がしやすくなるよう相談窓口を明確化し周知することが必要

調整

- 詳細な実態把握
- 必要かつ適当な変更・調整であるかどうか検討
- 環境の整備の状況の確認
- 均衡を失した又は過度の負担について検討
- 申し出を踏まえ、代替案を含めた合理的配慮の内容の検討

決定

3 合理的配慮の提供～合理的配慮に関する留意点～

- 決定した合理的配慮の内容を個別の教育支援計画に明記
- 合理的配慮の合意形成後も子供の発達の程度や適応の状況等を勘案しながら、柔軟に見直しができることを共通理解
- 決定した合理的配慮の提供により、子供に十分な教育を受けることができているかという観点から評価
- 途切れることのない一貫した支援の提供・引継ぎ

【出典】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

3 合理的配慮の提供～参考例①～

<ルール・慣行の柔軟な変更の例>

- 入学試験や検定試験において、本人・保護者の希望、障害の状況等を踏まえ、別室での受験、試験時間の延長、点字や拡大文字、音声読み上げ機能の使用、車椅子の持参使用等を許可すること。
- 点字や拡大文字、音声読み上げ機能を使用して学習する子供等のために、授業で使用する教科書や資料、問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータ等を事前に渡すこと。
- 読み・書き等に困難のある子供等のために、授業や試験において読みやすい字体による資料を作成したり、タブレット端末等の ICT 機器使用を許可したり、筆記に代えて口頭試問で行ったりすること。

3 合理的配慮の提供～参考例②～

＜ルール・慣行の柔軟な変更の例＞

- 障害の特性等により人前での発表が困難な子供等に対し、必要に応じて代替措置としてレポートを課すことや、子供等が自らの発表を録画したものを発表用資料として活用すること。
- 学校生活全般において、対人関係の形成に困難があったり、意思を伝えることに時間を要したりする児童生徒等に対し、活動時間を十分に確保したり障害の特性に応じて個別に対応したりすること。

【出典】文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 別紙 1

3 合理的配慮の提供～参考例③～

<物理的環境への配慮の例>

- 児童生徒が医療的ケアを必要とする場合、障害の状態や特性に配慮しながら、医療的ケア実施のための別室等を用意するなど、衛生的な環境を提供すること。

<人的支援の配慮の例>

- 目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、介助する位置（左右・前後・距離等）について、障害者の希望を聞いたりすること。

【出典】文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針 別紙 1



👉 参照のこと

「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の策定について」

4 校内委員会の機能強化

【校内委員会の設置の目的】

- 全校的な教育支援体制を確立すること
- 教育上特別の支援を必要とする子供の実態把握や支援内容の検討を行うこと

【発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドラインに基づく運用】

- ・校務分掌への位置付けとメンバーの構成
- ・校内委員会の開催に当たっての手順の明確化
- ・個別の教育支援計画や個別の指導計画の活用
(通常の学級でできうる支援策の検討、通級による指導や特別支援学級の必要性の検討等)
- ・支援内容の定期的な評価と見直し

4 校内委員会の機能強化～取組参考例～

- 校内委員会の定例開催や関連会議の年間計画及び緊急対応の仕方の作成・共有
- 各種会議の目的とメンバー情報の可視化
- 学習面や行動面の困難さに関する客観的な情報の蓄積
- 特別支援学校のセンター的機能や通級による指導の担当教師と連携・協働する仕組みの共有
- 話し合った内容を、個別の教育支援計画や個別の指導計画に反映
- 情報の共有・引継のためのツールの存在
- 教職員同士の対話が建設的で同僚性の高さ

5 まとめ

誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す
共生社会の形成に向けた教育の推進を目指す

＜共生社会の実現に向けた教育の考え方＞

- 誰一人取り残されず、相互に多様性を認め、高め合い、他者のウェルビーイングを思いやることのできる教育環境を個々の状況に合わせて整備することで、つらい様子の子供が笑顔になり、その結果として自分の目標を持って学習等に取り組むことのできる場面を一つでも多く作り出すこと
- 子供の「長所・強み」に着目し、可能性を引き出して発揮させていく視点を取り入れること

子供の理解

教室環境
づくり

子供との
信頼関係

授業づくり

多様性の
理解